

# 組合だより

10月

令和6年 第2号

発行元 : 東大阪都市清掃施設組合

電話番号 : 072-962-6021

HP : <https://higashiosaka-toshiseisou.or.jp>

## 目次

① 東大阪都市清掃施設組合について

総務室

② 小型充電式電池について

管理室

③ 第六工場建設工事の進捗状況

業務室

エコやん



# ① 東大阪都市清掃施設組合について

東大阪都市清掃施設組合（以下、本組合。）は、昭和40年に地方自治法第284条第1項の規定に基づき、東大阪市と大東市の事務の一部である廃棄物処理事業のうち、ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務を共同で処理することを目的として設立された一部事務組合（ごみ処理場）です。令和6年現在、本組合には総務室、管理室、業務室があり、第四工場と第五工場の2つの焼却工場と粗大ごみ処理施設で、一般廃棄物の処理・処分を行っています。



第四工場 煙突



第五工場 煙突

## 総務室

本組合の事務処理や入札などを担当しています。組合だよりを制作しているのも総務室の部署です。

## 管理室

本組合のごみの搬入受付や見学などを担当しています。ごみ処理に関するデータの集計なども担っています。

## 業務室

本組合のごみ焼却炉の管理を担当しています。ごみを適切に処分する為、24時間体制で業務を行っています。

## 第四工場



第四工場は、昭和56年3月31日に竣工された工場です。24時間で600トンの廃棄物を処理することができる設備が備わっています。竣工から40年以上経過しており、**緑の煙突**が特徴の焼却工場です。

## 第五工場



第五工場は、平成29年3月15日に竣工された工場です。24時間で400トンの廃棄物を処理できる設備と粗大ごみ処理施設が備わっています。高い発電能力と**黄色のラグビーボールのモニュメント**が特徴の焼却工場です。

## ② 小型充電式電池について

スマートフォンやモバイルバッテリー、ハンディ扇風機などの充電式の電化製品を処分する際は注意が必要です。

右図にあるような小型充電式電池が使用されている製品には、リチウムイオン電池という電池が使われています。リチウムイオン電池は、破損・変形によって発熱・発火する危険性があります。廃棄物に混入したリチウムイオン電池が出火原因となった発火事例が多数報告されており、ごみ収集車や本組合のごみピットなどで発火した事例（下記、写真参照）もあります。

発火の原因となる充電式電池が使用されている製品の例



東大阪都市清掃施設組合

### 本組合での発火事例その①



### 本組合での発火事例その②

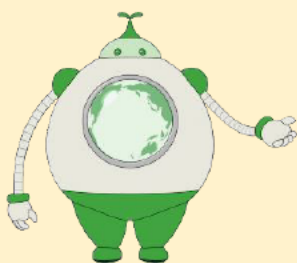


## 小型充電式電池の処分方法

小型充電式電池の処分方法は、東大阪市と大東市のホームページを参照ください。本組合のホームページに各市の小型充電式電池の処分方法が記載されたページのリンクを貼っています。本組合のホームページのリンクは[こちら](#)。

### 豆知識

回収された小型充電式電池は、「一般社団法人JBRC」へと運ばれます。一般社団法人JBRCは、JBRC会員の小型充電式電池のリサイクル活動を共同で行う団体です。当組合や各回収拠点で回収された小型充電式電池は、一般社団法人JBRCに処分していただいています。



### ③ 第六工場建設工事の進捗状況

本組合では、令和5年2月2日より新工場（第六工場）の建設を進めています。完成予定は、令和13年3月です。令和6年10月現在は、第六工場建設地にある第三工場の解体を進めています。新工場建設に関する詳しい情報は[本組合のホームページ](#)をご覧ください。

第六工場完成イメージ図



### 移設した計量棟の運用を開始しています！

計量棟が第三工場の解体工事区域にあるため、移設工事を行っています。この工事は既存の設備を解体し、その場所に新計量棟を移設する工事です。令和6年7月1日に新計量棟一部機能の移設を行い、運用を開始しています。令和6年10月現在は、引き続き新計量棟の設備工事を行っています。

令和5年9月



令和6年7月



### 車両動線変更

計量棟移設工事に伴い、令和6年7月1日より、ごみの直接搬入動線と来庁者動線が変更されています。ごみ収集車とごみ直接搬入車が交差する地点には誘導員または信号機を設置しています。ご来庁の際はご注意ください。

([本組合のホームページ](#)に掲載しています。)

ごみの直接搬入動線



来庁者動線

